

認定こども園等における 保育料に対する徴収権限の強化

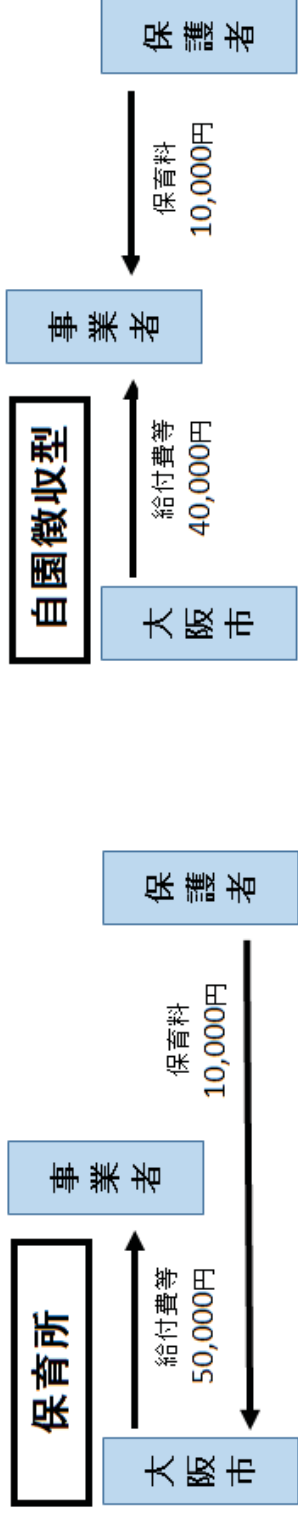
大阪市こども青少年局

平成29年7月18日

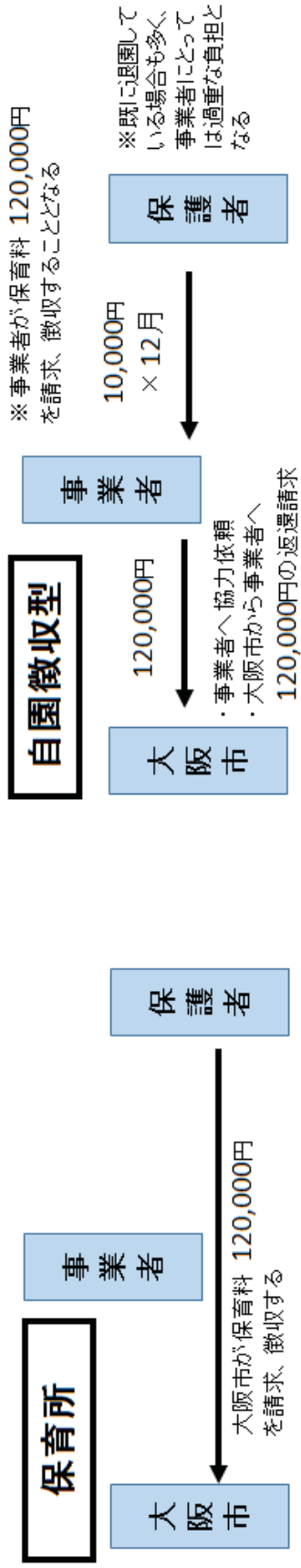
保育料(自園徴収型)にかかる課題について

給付費等と保育料にかかる仕組み

運営のための経費である給付費等が50,000円、保護者が負担する保育料が10,000円の場合

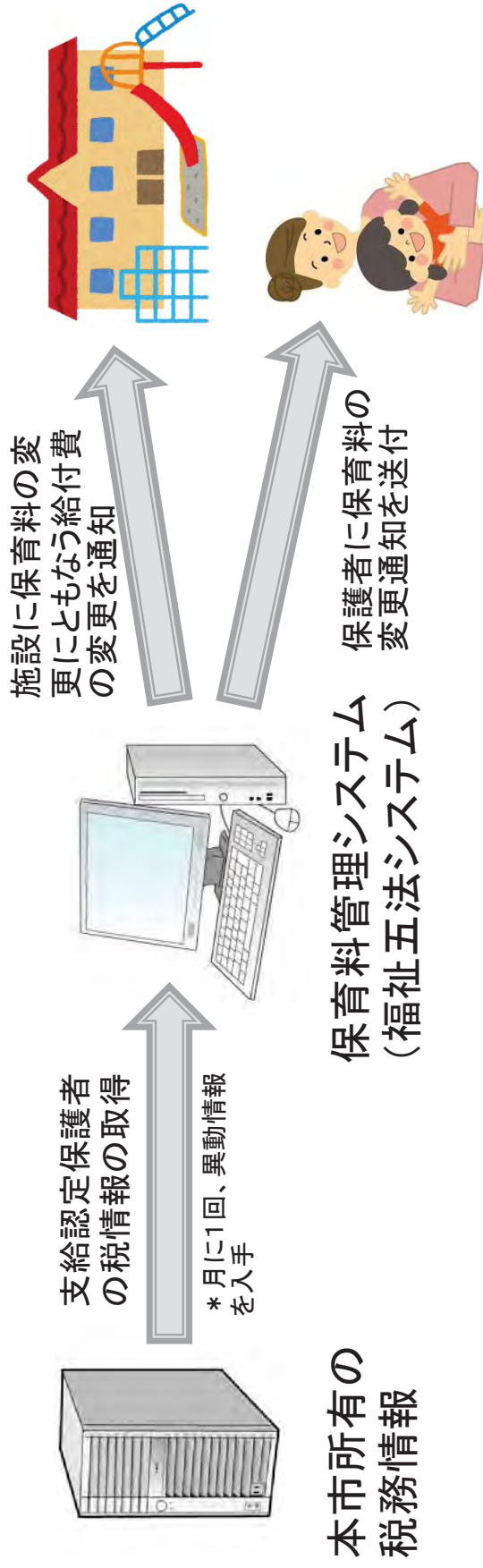


税更正や算定ミスにより、1年間遡って保育料が20,000円に決定された場合 → 差額10,000円×12月=120,000円の追加徴収が必要



保育料決定時に過去に遡っての税更正や事務的な算定ミスが発生した場合に、保育所とその他の自園徴収型施設とで徴収方法が異なることから事業者には過重な負担を強いる

大阪市における現在の事務の流れについて



本市では、支給認定保護者の本市所有の税務情報を、システムとの連携により取得しているため、過年度の所得更正が生じた場合にも、情報の把握が可能。既に退園した児童の保護者についても、退園した児童の弟妹が本市で施設型給付・地域型保育給付を受けている場合は、結果的に把握が可能。その情報に基づき、保育料の変更等を行っている。

大阪市における現状について

▶ 平成28年度における過年度(平成27年度)保育料の追加徴収状況

認定こども園等において過年度分保育料を遡及変更により追加徴収となった事例

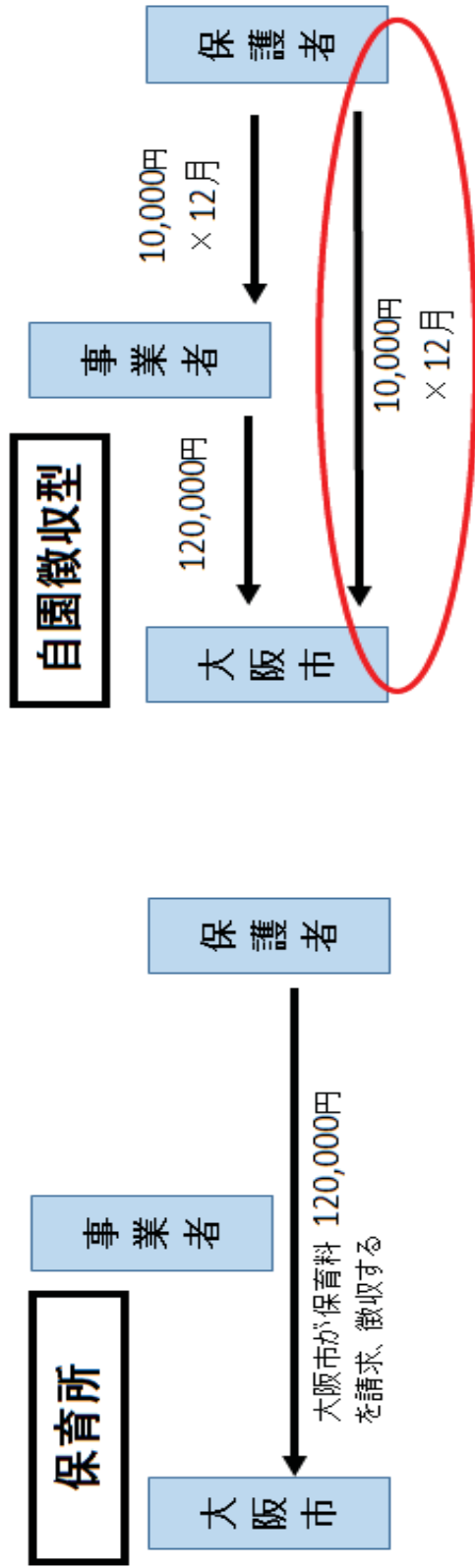
19件 1,607,519円

1世帯あたりの最高追加徴収額
524,150円

変更された保育料は各施設が徴収するが、発生原因が施設側でないにも関わらず、施設に徴収事務の負担がかかることになる。
また、徴収額が高額になる場合もあり、結果的に各施設で徴収できない場合、各施設の経営面での負担も大きく、また利用者負担の公平性の観点からも問題がある。
そして、追加徴収となった保護者にとっても、施設側から返還決定を含む制度説明が丁寧になされない可能性がある。

大阪市が求める対応策

税更正や算定ミスにより、1年間遡って保育料が20,000円に決定された場合 → 差額10,000円×12月＝120,000円の追加徴収が必要



認定こども園等の保育料について、過去に遡っての税更正や事務的な算定ミスが発生した場合に、施設側の負担を軽減するためにも、市町村においても徴収できる制度としていただきたい。

【参考】大阪市における特定教育・保育施設の状況

施設種別	平成29年4月1日入所児童数						徴収形態	強制徴収	平成28年度における過年度の追加徴収・還付実績		
	公立・私立	施設数	認定	人数	合計	追加徴収			還付		
						件数				合計金額	件数
保育所	私立	321	2号	19,405人	34,198人	記載省略	強制徴収有	5件	392,900円	3件	62,660円
			3号	14,793人							
	公立	99	2号	6,210人	9,479人						
			3号	3,269人							
地域型保育事業	私立	140	3号	1,832人	1,832人						
認定こども園	私立	33	1号	2,431人	6,184人	代行徴収の手続きがあれば可能	1件	57,600円	0件	0円	
			2号	2,279人							
			3号	1,474人							
保育所型	私立	2	1号	46人	312人	施設が徴収	2件	57,400円	2件	242,100円	
			2号	178人							
			3号	88人							
幼稚園型	私立	16	1号	2,583人	3,117人	施設が徴収	3件	96,369円	8件	478,650円	
			2号	470人							
			3号	64人							
幼稚園	私立	13	1号	1,451人	1,451人	市が徴収	2件	57,400円	2件	242,100円	
			公立	54							1号
			678		60,817人	うち1世帯への最高追加徴収額				524,150円	
				1号	10,755人						
				2・3号	50,062人						

*別途、新制度に移行していない幼稚園が、89園あり。